

住友ゴム工業（株）は、株主をはじめすべてのステークホルダーに期待され信頼されるグローバルな企業として企業価値を高めていくことを経営の基本方針としています。この方針のもと、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として位置付け、経営全般の効率性を確保するとともに、グループ経営の強化、社会との信頼関係を強化するための企業の社会性・透明性の向上を目指しています。

コーポレート・ガバナンス体制

会社の機関の説明

当社は監査役会設置会社の形態を採用しており、取締役、株主総会および会計監査人のほか、以下の機関を設置しています。

取締役会は、経営上の重要な意思決定を行うとともに取締役の職務執行の監督を行っています。2010年3月30日現在で取締役は11名、うち社外取締役は2名の体制としています。

監査役は、独任制の機関として取締役の職務執行の監査を行っています。2010年3月30日現在で監査役は5名の体制としています。監査役5名の中から2名を常勤監査役として選定し、常勤監査役は社内の重要会議に出席するほか、重要な決裁書類の確認を行っています。

監査役会は監査役全員で構成しており、経営監査機能強化の観点から、監査役5名のうち3名は社外監査役とし、公正で客観的な監査が行える体制としています。

上記の会社法上の機関に加え、社内取締役と社長の指名した執行役員で構成する経営会議を設置し、常勤監査役の出席のもとで、経営上重要と思われる事項の審議もしくは報告を通じて、迅速な経営判断を行っています。

また、経営の監督と執行の分離を進め、各事業の責任と権限を明確化し、環境変化に即応するスピーディな経営体制をとることを目的として、2003年3月より執行役員制を導入しています。2010年3月30日現在で執行役員は

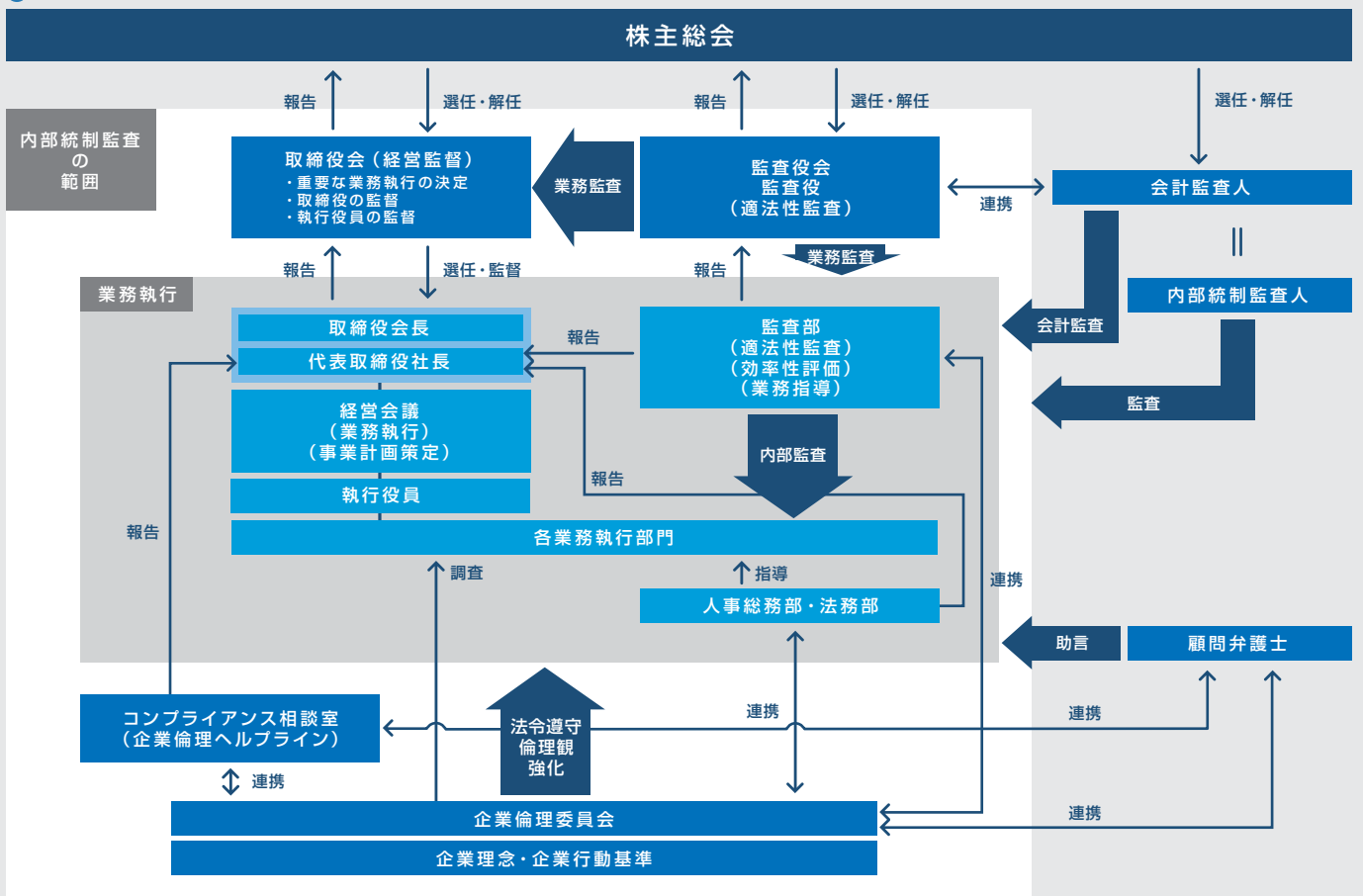
18名、うち取締役を兼務しない執行役員は10名であります。

内部監査および監査役監査の状況

当社の内部監査の組織は、内部監査部門として社長直轄の監査部（現在11名体制）を設置しています。また、監査役の業務を補助するスタッフとして監査役付1名を置いています。監査部は、監査方針、年間内部監査計画等に基づき、各部署および関係会社の業務執行状況について、有効性・効率性およびコンプライアンス等の適切性の観点から、本社および主要な事業所、子会社への往査を行い、グループ全体の監査を行っています。内部監査の結果および

▶ コーポレート・ガバナンス体制

(2010年3月30日現在)



び改善のための提言は、代表取締役社長に報告されるとともに監査役会にも報告され相互連携を図っています。また、当期から金融商品取引法に基づき当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施し、監査役、内部監査部門および会計監査人は適宜連携を取って業務を遂行しています。

会計監査の状況

会計監査については、あずさ監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人が会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を実施しています。当期において業務を執行した公認会計士は3名であり、当期の会計監査業務に係る補助者は公認会計士11名、その他14名であります。

社外取締役および社外監査役との関係

2010年3月30日現在の社外取締役および社外監査役と当社との関係は次のとおりです。

社外監査役である泉谷裕氏は、(株)野村総合研究所の監査役を兼務していますが、当社は、同氏およびその兼務先との間に特別な利害

関係はありません。

社外監査役である加護野忠男氏は、神戸大学大学院経営学研究科教授、参天製薬(株)監査役およびNTN(株)監査役を兼務していますが、当社は、同氏およびその兼務先との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役である高坂敬三氏は、弁護士、東洋アルミニウム(株)の社外監査役および(株)キーエンスの社外監査役を兼務していますが、

当社は、同氏およびその兼務先との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役である倉阪克秀氏および社外監査役である三嶽新太郎氏は、住友電気工業(株)の常務取締役および監査役をそれぞれ兼務しています。当社は、同社との間でタイヤの原材料等の取引関係がありますが、兼務による取引条件への影響はありません。また、当社は両氏との間に特別な利害関係はありません。

▶ 社外役員の主な活動状況 (2009年1月1日から2009年12月31日まで)

氏名	地位	活動状況
岡山 紀男	取締役	取締役会：14回出席
高坂 敬三	取締役	取締役会：11回出席
當麻 公夫	監査役	取締役会：14回出席
		監査役会：13回出席
泉谷 裕	監査役	取締役会：12回出席
		監査役会：11回出席
加護野忠男	監査役	取締役会：14回出席
		監査役会：13回出席

- (注) 1. 2009年12月期における取締役会の開催回数は14回、監査役会の開催回数は13回です。
 2. 岡山紀男氏および當麻公夫氏は、2010年3月30日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任しています。
 3. 高坂敬三氏は2009年3月27日開催の定時株主総会において取締役候補に新たに選任され、就任いたしました。同日以降の2009年12月期における取締役会の開催回数は11回です。

内部統制システム

内部統制システムの整備の状況

当社は「会社法」に基づく「内部統制システム」の整備に関する基本方針を取締役会で決議し、公表しています。また、「金融商品取引法」に基づく「財務報告に係る内部統制」に対応するための体制整備も進めてまいりました。当期においては、2009年12月末時点の「財務報告に係る内部統制」の整備状況について、経営者が評価を行い、「有効である」とした「内部統制報告書」を作成しました。監査法人から同報告書は「適正」であるとの内部統制監査報告書を受領し、2009年12月期の有価証券報告書に添付しました。

コンプライアンス体制

当社は、「企業行動基準」の一つである「社会的規範の遵守」を基に「法令や社会的規範、社会的良識に基づいた企業活動を行う」こと

を指針として、コンプライアンスの徹底、浸透を図っています。コンプライアンスについては、企業の社会的責任を果たすため、法令・定款を遵守し、企業倫理の確立と経営の健全化の確保に努めることを基本として、2003年2月に「企業倫理取り組み体制に関する規定」を制定し、併せて「企業倫理委員会」を設置しました。また、企業倫理ヘルプライン(相談窓口)として、社長直轄の「コンプライアンス相談室」を設置し、社内で問題が発見された場合には、相談者が不利益を被らないよう十分配慮した上で、「企業倫理委員会」を中心に事実関係の調査を進める体制を整えています。また、必要に応じて顧問弁護士の助言を得て、適法性に留意しています。

リスク管理体制

当社の事業活動に重大な影響を及ぼす恐れ

のある品質、法律、環境、与信、事故、災害等の経営リスクについては、リスク管理規定に基づき、それぞれの担当部署において事前にリスク分析、対応策を検討し、経営会議等で審議します。リスク分析・対応策の検討にあたっては、必要に応じて顧問弁護士等の専門家に助言・指導を求めます。組織横断的なリスクについては、当社管理部門の各々が、それぞれの所管業務に応じ関連部署と連携しながら、全社的対応を行います。

また、当社はリスク管理規定に基づきリスク管理委員会を設置しています。リスク管理委員会は、全社のリスク管理活動を統括し、リスク管理体制が有効に機能しているか適宜調査・確認しています。

重大なリスクが顕在化し、または顕在化が予想される場合には、危機管理規定に基づき、社長が危機管理本部を設置します。